

附置義務駐車施設の設置基準について

- 横浜市駐車場条例
- 横浜市駐車場条例施行規則

横浜市都市計画局



目 次

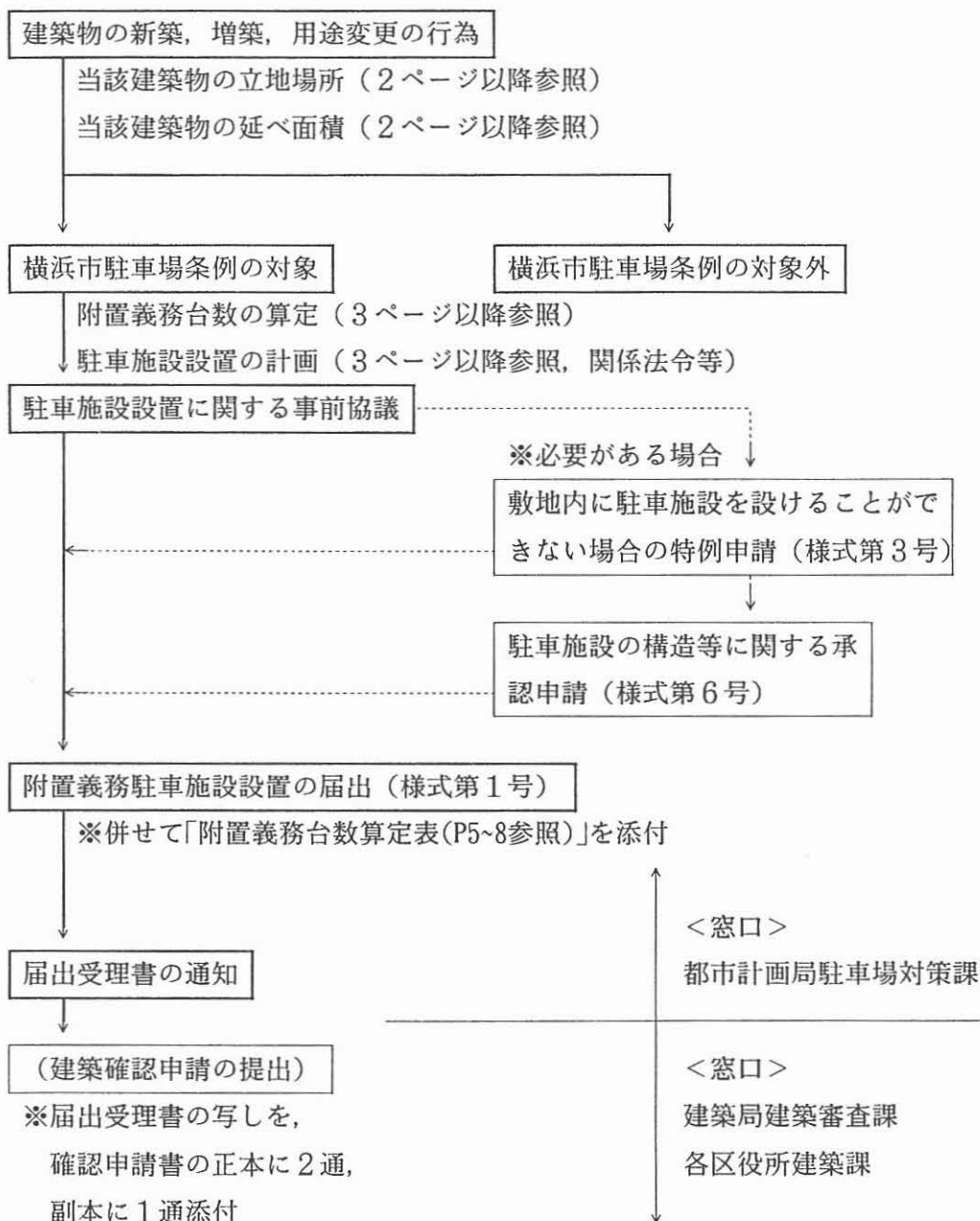
1	手続きの流れ	1
2	横浜市駐車場条例における設置基準の概要	2
3	附置義務駐車施設の台数算定表（１）	5
4	附置義務駐車施設の台数算定表（２）	7
5	横浜市駐車場条例（全文）	9
6	横浜市駐車場条例施行規則（全文）	16

この冊子の内容についての問い合わせ先

〒231 横浜市中区港町1丁目1番地
横浜市都市計画局総務部駐車場対策課
(市庁舎6階) TEL 045-671-3854, 4052

1 手続きの流れ

- ・横浜市域内で一定の要件を満たす建築物を新築，増築，用途変更する場合には，横浜市駐車場条例に基づく附置義務駐車施設の設置が義務づけられています。
- ・この手続きの流れは，概ね次のとおりです。



[建築局建築審査課又は各区役所建築課から正本の1通を都市計画局駐車場対策課へ送付]

2 横浜市駐車場条例における設置基準の概要

1 新築の場合

(1)対象となる建築物

・下表の①に掲げる区域内で、②による面積が③に規定した面積を超える場合。

①	駐車場整備地区(※1)又は商業地域 若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区 (※2)
②	特定用途に供する部分の延べ面積 (※3) ＋ (非特定用途に供する部分の延べ面積)×0.5	特定用途に供する部分の延べ面積
③	1,000平方メートル	2,000平方メートル

※1 駐車場整備地区（最近改正平成4年1月横浜市告示第6号）

駐車場法第3条第1項及び都市計画法第8条第1項の規定に基づき次の区域を指定。

横浜駅周辺、関内・伊勢佐木等周辺の商業地域、近隣商業地域(約408ha)

港北ニュータウン・タウンセンター地区の商業地域、近隣商業地域(約72ha)

※2 周辺地区、自動車ふくそう地区（最近改正平成4年4月横浜市告示第73号）

横浜市駐車場条例第3条第1項及び第2項の規定に基づき次の区域を指定。

市域の準工業地域、工業地域、工業専用地域、住居地域、第二種住居専用地域

※3 特定用途、非特定用途（特定用途については駐車場法施行令第18条で規定）

特 定 用 途			非 特 定 用 途
百貨店 その他 の店舗 事務所	倉庫 工場	その他の特定用途 劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送スタジオ、 公会堂、集会場、展示場、結婚式場、畜場、旅 館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、 カフェー、バー、ナイトクラブ、舞踏場、遊技 場、ボーリング場、体育館、病院、卸売市場	特定用途以外の用途 (例えば住宅、寄宿 舎、学校、図書館、 寺社など)

※4 上記の「延べ面積」は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下も同様。

(2) 附置義務台数の算定方法

ア) 一般的な算定方法

- ・ 下表の④の用途の延べ面積を、⑤に規定した算定基準で除したそれぞれの台数の合計（ただし小数点以下切り上げ）。
- ・ 住宅用途については、別途(3)により算定する。

④	⑤	
	駐車場整備地区又は商業地域 若しくは近隣商業地域	周辺地区又は 自動車ふくそう地区
百貨店その他の店舗，事務所	200平方メートル	200平方メートル
倉庫，工場	200平方メートル	250平方メートル
その他の特定用途	250平方メートル	250平方メートル
共同住宅等の住宅用途	戸数の30%	———
その他の非特定用途	300平方メートル	———

イ) 中小規模施設に対する緩和措置

- ・ 延べ面積が6,000㎡未満の場合は、下表⑥による緩和率をア)により算定された台数に乗じて得た台数（ただし小数点以下切り上げ）。

	⑥
駐車場整備地区又は商業地域 若しくは近隣商業地域	$1 - \frac{1,000\text{㎡} \times (6,000\text{㎡} - \text{建築物の延べ面積})}{6,000\text{㎡} \times \text{②に掲げる面積} - 1,000\text{㎡} \times \text{建築物の延べ面積}}$
周辺地区又は自動車ふくそう地区	$1 - \frac{6,000\text{㎡} - \text{建築物の延べ面積}}{2 \times \text{建築物の延べ面積}}$

ウ) 大規模施設に対する通減措置

- ・ 延べ面積が10,000㎡を超える事務所又は倉庫，工場については、下表⑦の通減率を当該面積に乗じて、附置義務台数算定のための延べ面積とする。

	駐車場整備地区又は商業地域 若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区
⑦	延べ面積に対する事務所、倉庫、工場の通減率（減免率）	延べ面積に対する事務所の通減率（減免率）
	0㎡超 10,000㎡以下の部分 0%	0㎡超 10,000㎡以下の部分 0%
	10,000㎡超 50,000㎡以下の部分 30%	10,000㎡超 50,000㎡以下の部分 30%
	50,000㎡超 100,000㎡以下の部分 40%	50,000㎡超 100,000㎡以下の部分 40%
	100,000㎡超の部分 50%	100,000㎡超の部分 50%

(3)住宅用途（共同住宅，長屋，寄宿舍又は下宿）の附置義務台数算定方法

- ・(1)により対象となった場合で，住宅用途を含む建築物の場合。
- ・附置義務台数は，当該住宅の住戸数又は住室数に0.3を乗じて得た台数（ただし小数点以下切り上げ）。

2 増築，用途変更の場合

(1)対象となる建築物

- ・1－(1)と同様に，前表①の区域内において，増築又は用途変更により，当該増築又は用途変更後の建築物の②による算定面積が③に規定した面積を超える場合。

(2)附置義務台数の算定方法

- ・増築又は用途変更の前と後をそれぞれ新築したものと見なして附置義務台数を上記1により算出し，次の計算式により算出する。

新たに設置する附置義務台数＝

(増築・用途変更後の附置義務台数)－(増築・用途変更前の附置義務台数)

3 附置義務駐車施設規模について

- ・普通乗用車：2.5×6.0m以上の大きさを附置義務台数の30％以上
 - ・小型乗用車：2.3×5.0m以上の大きさを附置義務台数の70％
 - ・車いす対応：3.7×6.0m以上の大きさを，規則で定める建築物に対し1台以上
- ※普通乗用車の台数のうち，30％を超える台数は小型乗用車の附置義務台数の内数
車いす対応の台数は，普通乗用車の附置義務台数の内数

4 その他

(1)駐車施設設置の計画について

- ・駐車施設設置の計画については，以上の内容のほかに，出入口の位置，構造等や駐車施設の配置，構造等について，横浜市駐車場条例施行規則をはじめ建築基準法などの関係法令及び指導基準など，あらかじめ把握し当該計画に反映させなければならないものがありますので，十分留意のうえ，計画されることをお願いいたします。

(2)共同住宅等の駐車施設設置義務について

- ・共同住宅等については，横浜市駐車場条例では，駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域に建築される，一定規模以上の延べ面積を超えるものが対象となるのみですが，これ以外に，横浜市建築基準条例でも，延べ面積が1,000㎡を超える共同住宅等について，駐車施設の設置基準を定めておりますので，対象となる建築物の場合はご注意ください。（担当課：建築局建築審査課，各区役所建築課，企画指導課）

3 附置義務駐車施設の台数算定表(1)

(駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の場合)

1. 建築物の計画内容

用 途 地 域				
延 床 面 積	特 定 用 途	百貨店その他の店舗	m ²	共用部分⑦を面積按分した数値との合計 m ² ……①
		事 務 所	m ²	共用部分⑦を面積按分した数値との合計 m ² ……②
		倉庫及び工場	m ²	共用部分⑦を面積按分した数値との合計 m ² ……③
		その他の特定用途	m ²	共用部分⑦を面積按分した数値との合計 m ² ……④
	非 特 定 用 途	共同住宅、長屋など	m ²	共用部分⑦を面積按分した数値との合計 m ² ……⑤
		その他の非特定用途	m ²	共用部分⑦を面積按分した数値との合計 m ² ……⑥
	上記2以上にわたる共用部分		m ² ……⑦	
合 計			m ² ……⑧	駐車場部分を除く延べ面積
共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿の住戸又は住室数				戸……⑨

2. 駐車場条例対象の判断

$$\text{特定用途(①+②+③+④)} \boxed{\text{m}^2} + \text{非特定用途(⑤+⑥)} \boxed{\text{m}^2} \div 2 = \boxed{\text{m}^2 \dots\dots ⑩}$$

上記の計算結果⑩が1,000m²を超える場合、条例対象。

3. 大規模通減措置の有無

事務所部分の面積②、又は倉庫及び工場の部分の面積③が10,000m²を超える場合

事 務 所 用 途 の 延 面 積	0～ 10,000m ² の部分	m ² ×1.0＝	m ²
	10,000～ 50,000m ² の部分	m ² ×0.7＝	m ²
	50,000～100,000m ² の部分	m ² ×0.6＝	m ²
	100,000m ² 超の部分	m ² ×0.5＝	m ²
	合 計	m ²	②'
倉 庫 ・ 工 場 の 延 面 積	0～ 10,000m ² の部分	m ² ×1.0＝	m ²
	10,000～ 50,000m ² の部分	m ² ×0.7＝	m ²
	50,000～100,000m ² の部分	m ² ×0.6＝	m ²
	100,000m ² 超の部分	m ² ×0.5＝	m ²
	合 計	m ²	③'

※大規模通減措置の対象となった場合は、以降②'を②に、③'を③に読み替えます。

4. 建物用途別の附置義務台数の算出

(1) 百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び工場 の部分

$$(\text{①} + \text{②} + \text{③}) \div 200 \text{ [台/㎡]} = \boxed{\text{小数点以下4桁で四捨五入}} \dots\dots \text{⑪}$$

(2) その他の特定用途 の部分

$$\text{④} \div 250 \text{ [台/㎡]} = \boxed{\text{小数点以下4桁で四捨五入}} \dots\dots \text{⑫}$$

(3) 住宅用途以外の非特定用途 の部分

$$\text{⑥} \div 300 \text{ [台/㎡]} = \boxed{\text{小数点以下4桁で四捨五入}} \dots\dots \text{⑬}$$

◎小計

$$\text{⑪} + \text{⑫} + \text{⑬} = \boxed{} \dots\dots \text{⑭}$$

(4) 共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿 の部分

$$\text{⑨} \times 0.3 \text{ [台/住戸数]} = \boxed{} \text{ 切上げ} \rightarrow \boxed{} \text{ 台} \dots\dots \text{⑮}$$

5. 小規模建物の緩和措置の有無

建物の延べ面積(駐車場部分を除く)⑧が、6,000㎡未満の場合

$$\text{緩和係数} = 1 - \left[\frac{1,000\text{㎡} \times (6,000\text{㎡} - \text{⑧})}{6,000\text{㎡} \times \text{⑩} - 1,000\text{㎡} \times \text{⑧}} \right] = \boxed{} \dots\dots \text{⑯}$$

(小数点以下4桁で切捨て)

6. 住宅用途以外の部分の附置義務台数の算出

$$\text{小規模建物の緩和対象の場合 } \text{⑭} \times \text{⑯} = \boxed{} \text{ 切上げ} \rightarrow \boxed{} \text{ 台} \dots\dots \text{⑰}$$

$$\text{小規模建物の緩和対象外の場合 } \text{⑭} = \boxed{} \text{ 切上げ} \rightarrow \boxed{} \text{ 台} \dots\dots \text{⑰}$$

7. 駐車施設規模別台数の算出

大型車 幅2.5m以上 奥行6m以上

$$\text{⑰} \times 0.3 = \boxed{} \text{ 切上げ} \rightarrow \boxed{} \text{ 台} \dots\dots \text{⑱}$$

中型車 幅2.3m以上 奥行5m以上

$$(\text{⑰} - \text{⑱}) + \text{⑮} = \boxed{} \text{ 台} \dots\dots \text{⑲}$$

8. 附置義務全体台数 ⑲+⑮=

$$\boxed{} \text{ 台}$$

4 附置義務駐車施設の台数算定表(2)

(周辺地区又は自動車ふくそう地区の場合)

1. 建設物の計画内容

用 途 地 域				
延 床 面 積	特 定 用 途	百貨店その他の店舗	m ²	共用部分⑦を面積按分した数値との合計 m ² ……①
		事 務 所	m ²	共用部分⑦を面積按分した数値との合計 m ² ……②
		倉 庫 及 び 工 場	m ²	共用部分⑦を面積按分した数値との合計 m ² ……③
		その他の特定用途	m ²	共用部分⑦を面積按分した数値との合計 m ² ……④
	非 特 定 用 途	共同住宅、長屋など	m ²	共用部分⑦を面積按分した数値との合計 m ² ……⑤
		その他の非特定用途	m ²	共用部分⑦を面積按分した数値との合計 m ² ……⑥
	上記2以上にわたる共用部分		m ² ……⑦	
合 計			m ² ……⑧	駐車場部分を除く延べ面積
共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿の住戸又は居室数				戸……⑨

2. 駐車場条例対象の判断

特定用途(①+②+③+④) = m²…… i

上記の計算結果 i が2,000m²を超える場合、条例対象。

3. 大規模逡減措置の有無

事務所部分の面積②が10,000m²を超える場合

事 務 所 用 途 の 延 べ 面 積	0～ 10,000m ² の部分	m ² ×1.0＝	m ²
	10,000～ 50,000m ² の部分	m ² ×0.7＝	m ²
	50,000～100,000m ² の部分	m ² ×0.6＝	m ²
	100,000m ² 超の部分	m ² ×0.5＝	m ²
	合 計	m ²	②'

※大規模逡減措置の対象となった場合は、以降②'を②に読み替えます。

4. 建物用途別の附置義務台数の算出

(1)百貨店その他の店舗、事務所 の部分

$$(\text{①} + \text{②}) \div 200 \text{ [台/m}^2\text{]} = \text{小数点以下4桁で四捨五入} \dots\dots \text{ii}$$

(2)倉庫及び工場、その他の特定用途 の部分

$$(\textcircled{3} + \textcircled{4}) \div 250 \text{ [台/m}^2\text{]} = \text{小数点以下4桁で四捨五入} \quad \cdots \cdots \text{iii}$$

◎小計

$$\text{ii} + \text{iii} = \boxed{} \dots\dots \text{iv}$$

5. 小規模建物の緩和措置の有無

建物の延べ面積(駐車場部分を除く)⑧が、6,000㎡未満の場合

$$\text{緩和係数} = 1 - \left[\frac{6,000\text{m}^2 - \text{㊸}}{2 \times \text{㊸}} \right] = \boxed{} \dots\dots \text{v}$$

(小数点以下4桁で切捨て)

6. 住宅用途以外の部分の附置義務台数の算出

小規模建物の緩和対象の場合 $iv \times v =$ 切上げ→ 台……vi

小規模建物の緩和対象外の場合 $iv =$ 切上げ→ 台……vi

7. 駐車施設規模別台数の算出

大型車 幅2.5m以上 奥行6 m以上

$$vi \times 0.3 = \boxed{} \quad \text{切上げ} \rightarrow \boxed{} \text{台} \cdots vii$$

中型車 幅2.3m以上 奥行5 m以上

iv – vii = 台.....viii

8. 附置義務全体台数 vii + viii = 台

5 横浜市駐車場条例

制定 昭和38年10月5日 条例第33号

改正 昭和39年9月30日 条例第104号

改正 昭和48年12月25日 条例第80号

改正 平成3年12月25日 条例第70号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 駐車場法（昭和32年法律第106号。以下「法」という。）による周辺地区及び自動車ふくそう地区の指定並びに建築物に付置する駐車施設の規模その他必要な事項については、この条例の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

第2章 建築物における駐車施設の附置及び管理

(周辺地区及び自動車ふくそう地区の指定)

第3条 法第20条第2項の規定により駐車場整備地区または商業地域もしくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域（以下「周辺地域」という。）内で条例で定める地区（以下「周辺地区」という。）は、駐車場整備地区または商業地域もしくは近隣商業地域に接続する区域内で、市長が指定する区域とする。

2 法第20条第2項の規定により周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であって、自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内または自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区（以下「自動車ふくそう地区」という。）は、自動車交通の地区的ふくそうの予想される地区で、市長が指定する区域とする。

3 市長は、前2項の規定により周辺地区または自動車ふくそう地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(建築物の新築の場合の駐車施設の附置)

第4条 次表の（1）の項に掲げる地区又は地域内において、同表の（2）の項に

掲げる面積が、同表の（３）の項に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、その建築物のうち同表の（４）の項に掲げる建築物の部分の延べ面積をそれぞれ同表の（５）の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値（建築物の延べ面積（自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）の用途に供する部分の面積を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分の面積を含む。以下この項において同じ。）が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に同表の（６）の項に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。）の台数以上の自動車が駐車することができる規模を有する駐車施設をその建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

(1)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域			周辺地区又は自動車ふくそう地区	
(2)	特定用途（法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。）に供する部分の延べ面積と、非特定用途（特定用途以外の用途をいう。以下同じ。）に供する部分の延べ面積に0.5を乗じて得た面積との合計の面積			特定用途に供する部分の延べ面積	
(3)	1,000平方メートル			2,000平方メートル	
(4)	百貨店その他の店舗、事務所、倉庫又は工場の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗、事務所、倉庫及び工場を除く。）に供する部分	非特定用途（共同住宅、長屋、寄宿舎及び下宿を除く。）に供する部分	百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分	特定用途（百貨店その他の店舗及び事務所を除く。）に供する部分
(5)	200平方メートル	250平方メートル	300平方メートル	200平方メートル	250平方メートル
(6)	$1 - \frac{1,000\text{平方メートル} \times (6,000\text{平方メートル} - \text{建築物の延べ面積})}{6,000\text{平方メートル} \times (2)\text{の項に掲げる面積} - 1,000\text{平方メートル} \times \text{建築物の延べ面積}}$			$1 - \frac{6,000\text{平方メートル} - \text{建築物の延べ面積}}{2 \times \text{建築物の延べ面積}}$	
備考					
(2)の項に規定する特定用途に供する部分及び非特定用途に供する部分並びに(4)の項に規定するそれぞれの用途に供する各部分は、駐車施設の用途に供する部分を除き、観覧場にあつては屋外観覧席の部分を含むものとする。					

2 前項に規定する者が駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内に新築しようとする建築物に共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿の用途に供する部分がある場合は、附置しなければならない駐車施設の規模は、前項の規定により算出して得た台数に、当該部分に設けられる共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿の住戸又は住室の数に0.3を乗じて得た数値（小数点以下の端数があるときは、切り上げる。）の台数を加えて得た台数以上の自動車が駐車できるものでなければならない。

（大規模な事務所、倉庫及び工場の特例）

第5条 次表の(1)の項に掲げる地区又は地域内に同表の(2)の項に掲げる用途のうちのいずれか一の用途に供する部分の延べ面積が10,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者について前条第1項の規定を適用する場合においては、同項の表の(4)の項に規定する部分のうち当該用途に供する部分の延べ面積は、当該用途に供する部分の延べ面積のうち10,000平方メートルを超え50,000平方メートルまでの部分の面積に0.7を、50,000平方メートルを超え100,000平方メートルまでの部分の面積に0.6を、100,000平方メートルを超える部分の面積に0.5をそれぞれ乗じて得た面積の合計に、10,000平方メートルを加えて得た数値の面積とする。

(1)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域	周辺地区又は自動車ふくそう地区
(2)	事務所、倉庫又は工場	事務所

（建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置）

第6条 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定用途に供する部分の延べ面積が増加することとなるもののために法第20条の2第1項に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替（以下単に「用途変更」という。）をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物を新築したものとみなし前2条の規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数から、当該増築又は用途変更前の建築物を新築したものとみなしこれらの規定を適用した場合に附置しなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数を減じて得た台数（増築又は用途変更前の建築物に現に附置されている駐車施設の駐車台数が、増築又は用途変更前の建築物に附置しなければならない最小

の規模の駐車施設の駐車台数を上回っている場合は、その上回っている分の台数を控除する。)以上の自動車が駐車することができる規模の駐車施設を、当該増築又は用途変更に係る建築物又はその建築物の敷地内に附置しなければならない。

(届出)

第7条 前3条の規定により駐車施設を附置する者は、当該駐車施設の位置、規模及び構造について、あらかじめ市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更する場合も、また同様とする。

(適用の除外)

第8条 次の各号のいずれかに該当する建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条に規定する仮設建築物
- (2) この条例の施行後、新たに駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域、周辺地区又は自動車ふくそう地区に指定された地区又は地域内において、当該地区又は地域に指定された日から起算して6月以内に新築又は増築若しくは用途変更の工事に着手する建築物
- (3) 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において非特定用途に供する建築物で、市長が特に駐車施設を附置する必要がないと認めたもの

(建築物が地区又は地域の内外にわたる場合の駐車施設の附置)

第9条 建築物の敷地が駐車場整備地区、商業地域若しくは近隣商業地域、周辺地区若しくは自動車ふくそう地区又はこれら以外の地域の2以上の地区又は地域にわたる場合は、その敷地について地区又は地域ごとの面積を算出し、そのうち最も大きな面積を占める部分が属する地区又は地域内に当該建築物があるものとみなして、第4条から第6条までの規定を適用する。

(駐車施設の附置の特例)

第10条 第4条から第6条までの規定の適用を受ける建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、その建築物の構造又は敷地の位置、規模等により、市長が特にやむを得ないと認める場合においては、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を附置しないことができる。この場合において、当該新築又は増築

若しくは用途変更をしようとする者は、その建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設けなければならない。

- 2 建築物の新築又は増築若しくは用途変更をする地区又は地域の地形、交通事情等からして、第4条から第6条までの規定により建築物に附置しなければならない駐車施設を2以上の建築物のために一団として設けることが合理的であると認められる場合において、その駐車施設が規則で定める規模以上となるときは、当該建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者は、第4条から第6条までの規定にかかわらず、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を附置しないことができる。
- 3 第4条から第6条までの規定の適用を受ける建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者が、その建築物からおおむね200メートル以内の場所において、法第10条第1項の規定により都市計画として決定された路外駐車場を建設する場合は、その建築物又はその建築物の敷地内に附置する駐車施設の駐車台数を、第4条から第6条までの規定により算出した駐車台数からその路外駐車場の駐車台数の2分の1の範囲内において規則で定める限度の駐車台数を控除した駐車台数とすることができる。
- 4 前3項の規定により駐車施設を設けようとする者は、あらかじめ、駐車施設の位置、規模及び構造について市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

(駐車施設の構造等)

- 第11条 第4条から第6条まで又は前条の規定により設けなければならない駐車施設の自動車の駐車用に供する部分の規模は、自動車1台分につき幅2.3メートル以上、奥行5メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるものとしなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条から第6条まで又は前条の規定により設けなければならない最小の規模の駐車施設の駐車台数に0.3を乗じて得た台数（小数点以下の端数がある場合は、切り上げるものとする。）の自動車の駐車用に供する部分の規模は、自動車1台分につき幅2.5メートル以上、奥行6メートル以上としなければならない。また、市長が特に必要があると認める建築物については、車いす利用者のための駐車施設として、少なくとも1台以上の自動車の駐車用に供する部分の規模を、自動車1台分につき幅3.7メートル以上、奥行6メートル以上としな

なければならない。ただし、共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿の用途に供する建築物又は建築物の部分のために設けなければならない駐車施設については、この限りでない。

- 3 前2項の規定は、特殊な形態の駐車施設又は特殊な装置を用いる駐車施設であって、自動車有効かつ安全に駐車することができると市長が認めたものについては、適用しない。
- 4 市長は、第1項及び第2項に定めるもののほか、駐車施設の構造又は設備について必要な技術的基準を定めることができる。

(駐車施設の管理)

第12条 第4条から第6条まで又は第10条の規定により設けられた駐車施設の所有者又は管理者（第10条第4項の規定により市長の承認を受けた者を含む。第14条第1項において同じ。）は、当該駐車施設をその設置の目的に適合するように維持管理しなければならない。

(措置命令)

- 第13条 市長は、第4条から第6条まで及び第10条から前条までの規定に違反した者に対し、相当の猶予期限を付した上、駐車施設の設置、改善、使用禁止、使用制限その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。
- 2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、弁明のため自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
 - 3 第1項の規定による命令は、その命じようとする措置及びその理由を記載した文書によって行うものとする。

(立入検査)

第14条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、駐車施設若しくは駐車施設を設けるべき建築物の所有者若しくは管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして駐車施設若しくは駐車施設を設けるべき建築物若しくはその敷地に立ち入り、その駐車施設若しくは駐車施設を設けるべき建築物若しくはその敷地の規模、構造等に関し検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人

の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第3章 委任

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

第16条 第13条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、500,000円以下の罰金に処する。

2 第14条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求に対しこれに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出を行い、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、200,000円以下の罰金に処する。

3 第10条第4項の規定に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条に規定する違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に建築物の新築又は増築若しくは用途変更の工事に着手している者が設けなければならない駐車施設については、この条例による改正後の横浜市駐車場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる駐車施設に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 横浜市駐車場条例施行規則

制定 昭和39年4月4日 規則第63号

改正 昭和39年9月30日 規則第128号

改正 昭和48年12月25日 規則第158号

改正 平成4年3月31日 規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市駐車場条例（昭和38年10月横浜市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(駐車施設を附置する必要がない建築物)

第2条 条例第8条第3号に規定する建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の学生、生徒、児童又は幼児のための寄宿舎
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第7項に規定する電気工作物
- (3) 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第2条第4項に規定する熱供給施設
- (4) その他その性質上又は用途上自動車の駐車需要を生じさせないと認められる建築物

(駐車施設の附置の特例に関する基準)

第3条 条例第10条第2項に規定する規則で定める規模は、駐車台数15台とする。

2 条例第10条第3項に規定する規則で定める限度は、5分の1とする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

(駐車部分の規模の特例が適用される建築物)

第4条 条例第11条第2項に規定する市長が特に必要があると認める建築物は、次に掲げるものとする。ただし、増築又は用途変更に係る建築物で、当該増築又は用途変更の際現に同項に規定する規模の車いす利用者のための自動車の駐車の用に供する部分が設けられているものを除く。

- (1) 学校（専修学校及び各種学校を含む。）、博物館、美術館、図書館、病院、診療所、公会堂、集会場、公衆浴場又は児童福祉施設等の用途に供する部分を有する

- 建築物で、当該用途に供する部分の延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの
- (2) 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、遊技場、百貨店その他の店舗、飲食店、ホテル又は旅館の用途に供する部分を有する建築物で、条例第4条から第6条までの規定に基づき当該用途に供する部分のみに係る最小の規模の駐車施設を設けるものとした場合の当該駐車施設の自動車の駐車の用に供する部分（当該建築物について増築又は用途変更をする場合は、当該増築又は用途変更前の建築物に現に設けられている駐車施設の自動車の駐車の用に供する部分を含むものとする。）の延べ面積が500平方メートルを超えるもの

（駐車施設の構造等の基準）

第5条 駐車施設の出口及び入口（自動車の車路の路面が道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。）は、次に掲げる道路に接する部分に設けてはならない。ただし、自動車の駐車の用に供する部分の延べ面積が50平方メートル未満の駐車施設及び市長が自動車の通行上支障がないと認めて特に承認した駐車施設については、この限りでない。

- (1) 幅員6メートル（自動車の駐車の用に供する部分の面積が150平方メートル未満の駐車施設については、4メートル）未満の道路
- (2) 縦断こう配が100分の12を超える道路
- (3) 道路（幅員が6メートル未満の道路を除く。）の交差点又は曲がり角（内角が120度を超えるものを除く。）から5メートル以内の当該道路
- (4) 踏切から10メートル以内の当該道路
- (5) 乗合自動車の停留所から10メートル以内の当該道路

2 前項第1号の規定は、その敷地が横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）第47条第2項各号に規定する要件を満たす自動車車庫については、適用しない。

（届出等）

第6条 条例第7条の規定による届出は、駐車施設を設けようとする建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を提出

するときまでに、附置義務駐車施設<sup>設置
変更</sup>届出書（第1号様式）及び別表第1に規定する図面（変更の届出の場合は、変更する事項に係る図面に限る。）を市長に提出することにより行わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受理した場合は、附置義務駐車施設<sup>設置
変更</sup>届出受理書（第2号様式）により届出者に通知するものとする。

（承認申請等）

第7条 条例第10条第4項の規定による承認の申請は、前条第1項の規定による届出の前に、附置義務駐車施設<sup>設置
変更</sup>特例承認申請書（第3号様式）、別表第2に規定する図面（変更の承認の場合は、変更する事項に係る図面に限る。）及び附置義務駐車施設使用承諾書（第4号様式。建築物の新築又は増築若しくは用途変更をしようとする者と駐車施設を設置する者とが異なる場合に限る。）を市長に提出することにより行わなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、承認し、又は承認しないことに決定したときは、附置義務駐車施設<sup>設置
変更</sup>特例の承認<sup>承認
不承認</sup>通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、条例又はこの規則の規定による市長の承認等を得るための申請は、前条第1項の規定による届出の前に又は届出と同時に、承認等申請書（第6号様式）及び当該申請の審査に必要な図面等を市長に提出することにより行わなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による申請を受理した場合において、承認等をし、又は承認等をしないことに決定したときは、承認等<sup>承認等
不承認等</sup>通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

（措置命令書）

第8条 条例第13条第3項に規定する文書は、措置命令書（第8号様式）とする。

（身分証明書）

第9条 条例第14条第2項に規定する証票は、身分証明書（第9号様式）とする。

（委任）

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、都市計画局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に建築物の新築又は増築若しくは用途変更の工事に着手している者については、この規則による改正後の横浜市駐車場条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市駐車場条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、前項の規定によりなお従前の例によることとされるものを除くほか、新規則の規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表第1（第6条第1項）

図面の種類		明示すべき事項
建築物	付近見取図	方位、道路及び目標となる物件並びに建築物の位置
	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、敷地の境界線並びに敷地内における建築物の位置、規模及び届出に係る建築物と他の建築物の別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、間取り並びに各室の用途及び規模
駐車施設	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の自動車の車路及び幅員、敷地に接する道路の位置及び幅員その他主要な施設
	各階平面図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、間取り、規模、駐車施設内外の自動車の車路及び幅員その他主要な施設
(注記) 1 建築物又は駐車施設に係る明示すべき事項の全てが建築物又は駐車施設に係る図面のいずれか一方に明示されている場合は、当該図面のみとする。 2 条例第11条第3項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設の場合は、当該装置の仕様を明示した図面等を併せて添付する。		

別表第2（第7条第1項）

図面の種類		明示すべき事項
駐車施設	付近見取図	方位、道路、目標となる物件及び駐車施設の位置並びに条例第10条の建築物との距離
	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の自動車の車路及び幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 (縮尺1/100以上)	縮尺、方位、間取り及び規模並びに駐車施設内外の自動車の車路及び幅員
条例第10条の建築物	配置図 (縮尺1/200以上)	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図 (縮尺1/100以上)	縮尺、方位、間取り及び各室の用途

第1号様式（第6条第1項）

附置義務駐車施設 設置変更届出書										
横浜市長		様			年 月 日					
(届出者)住所 氏名 (法人の場合は、名) (称・代表者の氏名)										
								電話		
横浜市駐車場条例第7条の規定により次のとおり届け出ます。										
建築物主	住所							※受付		
	氏名							年 月 日		
	名称							※通知		
建築物	位置	横浜市 区						年 月 日		
	住所							※建築確認申請受付		
代理者	氏名							年 月 日		
	法人名							第 号		
地域地区	☐ 第2種住専		☐ 住居		☐ 近隣商業		☐ 商業		※その他の区域, 地域等	
	☐ 準工業		☐ 工業		☐ 工業専用					
	法定容積率 (%)				法定建ぺい率 (%)					
	☐ 駐車場整備地区				☐ 周辺地区, 自動車ふくそう地区					
工事着手予定日		年 月 日			工事完了予定日			年 月 日		
建築物用途		☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 用途変更								
建築物概要		届出部分		届出以外の部分		合 計		建物用途別延べ面積 <特定用途部分> ㎡ <非特定用途部分> ㎡ <共用部分> ㎡		
	敷地面積					㎡				
	建築面積	㎡		㎡		㎡				
	延べ面積	㎡		㎡		㎡				
	(車庫面積)	(㎡)		(㎡)		(㎡)				
	設置台数	台		台		台				
駐車施設	附置義務台数	台		台		台		特殊な駐車装置(種類) 認定番号 第 号		
	(うち特例)	台		台		台				
	形態	台		台		台				
※決裁	局長	部長	課長	係長	担当	※公印承認		※備考		

(注意) 1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 提出書類は、すべてB5(図面は折込み)の大きさとし、左とじとしてください。

第2号様式（第6条第2項）

附置義務駐車施設 設置変更届出受理書									
様 横浜市長 年 月 日 印								横浜市駐車場条例第7条の規定による届出を次のとおり受理しました。	
建築物主	住所氏名称	横浜市 区						受付	年 月 日
	名称							通知	年 月 日
建築物代理人	住所氏名称	電話						建築確認申請受付 年 月 日 第 号	
	法人名								
地域地区	☐ 第2種住専 ☐ 住居 ☐ 近隣商業 ☐ 商業 ☐ 準工業 ☐ 工業 ☐ 工業専用 法定容積率（ %） 法定建ぺい率（ %） ☐ 駐車場整備地区 ☐ 周辺地区、自動車ふくそう地区						その他の区域、地域等		
工事着手予定日		年 月 日		工事完了予定日		年 月 日			
建築物用途								☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 用途変更	
建築物概要	敷地面積	届出部分		届出以外の部分		合 計		建物用途別延べ面積 <特定用途部分> ㎡ <非特定用途部分> ㎡ <共用部分> ㎡	
	建築面積	㎡		㎡		㎡			
	延べ面積	㎡		㎡		㎡			
	（車庫面積）	（ ㎡）		（ ㎡）		（ ㎡）			
	設置台数	台		台		台			
駐車施設	附置義務台数	台		台		台		特殊な駐車装置（種類） 認定番号 第 号	
	（うち特例）	台		台		台			
設置形態	自走式	建築物内 台		建築物外 台					
	特殊な駐車装置	建築物内 台		建築物外 台					
備考									

（B5）

第3号様式（第7条第1項）

附置義務駐車施設 設置変更 特例承認申請書									
横浜市長		様				年		月 日	
(申請者)住所									
氏名									
(法人の場合は、名) ⑩									
(称・代表者の氏名) 電話									
第1項 横浜市駐車場条例第10条第2項の規定に基づき次のとおり(1)の駐車施設を(2)の建築物の駐車 第3項 施設として設置したいので、同条例第4項の規定により承認を申請します。									
(1) 設置場所	横浜市 区								
	駐	権利関係 (所有権、賃借権等この施設を 設置するについて有する権利)				敷地			
						駐車施設			
	車	使用承諾者		住所又は所在地					
				氏名又は名称					
	施 設	規 模		区 分		面積及び駐車台数			
				建築物内の施設		m ²		台	合 計 m ²
				建築物外の施設		m ²		台	
特殊な駐車装置				m ²		台			
				装置の種類				台	
(2) 位置	横浜市 区								
	建物用途 ①		②		③		④		
	延べ面積		m ²		m ²		m ²		計 m ²
	※ 建築確認申請受付		年		月		日		第 号
	※ 建築確認年月日		年		月		日		第 号
申請の理由									
※ 受付									

(注意) 1 駐車施設の権利関係を証するための書類（登記簿謄本等）を添付してください。

2 「建物用途」の欄は、用途が2種以上の場合に用途別に記入し、「延べ面積」の欄には、「建物用途」の欄の各用途に供する部分のそれぞれの延べ面積を記入してください。

3 ※印の欄は、記入しないでください。

4 提出書類は、すべてB5（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

第4号様式（第7条第1項）

附 置 義 務 駐 車 施 設 使 用 承 諾 書					
横浜市長 様 （承諾者）住所 氏名 （法人の場合は、名） （称・代表者の氏名） 電話 ⑩					年 月 日 新 築 増 築 用途変更
私は、私が設置した(1)の駐車施設を、(2)の使用者が(3)の建築物の駐車施設（横浜市駐車場条例第4条から第6条まで及び第10条の規定による駐車施設）として、次のとおり使用することを承諾いたしました。 なお、承諾に当たっては、横浜市駐車場条例の趣旨を理解した上、尊重いたします。					
(1)駐 車 施 設	名 称				
	設置場所	横浜市 区			
	規 模	区 分	建築物内	建築物外	特殊な装置
		条例第11条第1項	台	台	台
		条例第11条第2項	台	台	台
	合 計	台	台	台	
(2)使 用 者	住 所				
	氏 名	⑩			
(3)建 築 物	位 置	横浜市 区			
	建物用途	①	②	③	④
	延べ面積	m ²	m ²	m ²	m ² 計 m ²

- (注意) 1 この承諾書は、承諾者と(2)の使用者との間に(1)の駐車施設の使用について契約等が効力を有している期間に限り有効なものです。
- 2 「建物用途」の欄は、用途が2種以上の場合に用途別に記入し、「延べ面積」の欄には、「建物用途」の欄の各用途に供する部分のそれぞれの延べ面積を記入してください。

(B5)

第5号様式（第7条第2項）

附置義務駐車施設 設置変更 特例の承認 不承認 通知書																																																																																							
承認通知欄	横浜市 指令第 号 年 月 日 様 横浜市長 印																																																																																						
	年 月 日に申請のありました駐車施設の設置変更の特例については、次のとおり承認する承認しないことに決定しましたので通知します。																																																																																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 10%;">駐車施設</td> <td style="width: 15%;">設置場所</td> <td colspan="8">横浜市 区</td> </tr> <tr> <td>権利関係 (所有権、賃借権等この施設を 設置するについて有する権利)</td> <td style="width: 15%;">敷地</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>使用承諾者</td> <td colspan="8">住所又は所在地</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="8">氏名又は名称</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">施設規模</td> <td rowspan="5">区分</td> <td colspan="8">面積及び駐車台数</td> </tr> <tr> <td>建築物内の施設</td> <td colspan="4">m²</td> <td>台</td> <td colspan="2" rowspan="2">合計</td> <td rowspan="4">m²</td> </tr> <tr> <td>建築物外の施設</td> <td colspan="4">m²</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>特殊な駐車装置</td> <td colspan="4">m²</td> <td>台</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="4">装置の種類</td> <td colspan="2"></td> <td>台</td> </tr> </table>										駐車施設	設置場所	横浜市 区								権利関係 (所有権、賃借権等この施設を 設置するについて有する権利)	敷地									使用承諾者	住所又は所在地									氏名又は名称								施設規模	区分	面積及び駐車台数								建築物内の施設	m ²				台	合計		m ²	建築物外の施設	m ²				台	特殊な駐車装置	m ²				台		装置の種類						台
	駐車施設	設置場所	横浜市 区																																																																																				
権利関係 (所有権、賃借権等この施設を 設置するについて有する権利)		敷地																																																																																					
	使用承諾者	住所又は所在地																																																																																					
		氏名又は名称																																																																																					
施設規模	区分	面積及び駐車台数																																																																																					
		建築物内の施設	m ²				台	合計		m ²																																																																													
		建築物外の施設	m ²				台																																																																																
		特殊な駐車装置	m ²				台																																																																																
		装置の種類							台																																																																														
建築物	位置	横浜市 区																																																																																					
	建物用途	①	②	③	④																																																																																		
承認理由	延べ面積	m ²	m ²	m ²	m ²	計	m ²																																																																																

- (注意) 1 駐車施設の権利関係を証するための書類（登記簿謄本等）を添付してください。
- 2 「建物用途」の欄は、用途が2種以上の場合に用途別に記入し、「延べ面積」の欄には、「建物用途」の欄の各用途に供する部分のそれぞれの延べ面積を記入してください。
- 3 提出書類は、すべてB5（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に異議申立てをすることができます。

(B5)

第6号様式（第7条第3項）

承認等申請書

年 月 日

横浜市長

様

（申請者）住所

氏名

（法人の場合は、名
称・代表者の氏名）

電話

印

次のとおり承認等を受けたいので、申請します。

建築主 建築物	住所				※受付
	氏名				年 月 日
建築物	名称				※通知
	位置	横浜市	区		年 月 日
代理人	住所				※建築確認申請受付
	氏名				年 月 日
	法人名				第 号
地域	☐ 第2種住専 ☐ 住居 ☐ 近隣商業 ☐ 商業 ☐ 準工業 ☐ 工業 ☐ 工業専用				※その他の区域、地域等
	法定容積率（ %） 法定建ぺい率（ %） ☐ 駐車場整備地区 ☐ 周辺地区、自動車ふくそう地区				
建物用途					☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 用途変更
建築物概要		届出部分	届出以外の部分	合計	建物用途別延面積
	敷地面積			m ²	<特定用途部分>
	建築面積	m ²	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²	<非特定用途部分>
	（車庫面積）	(m ²)	(m ²)	(m ²)	m ²
設置台数	設置台数	台	台	台	<共用部分>
	附置義務台数	台	台	台	m ²
承認等を受けようとする具体的事項					

（注意）1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 提出書類は、すべてB5（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

（B5）

第7号様式（第7条第4項）

承認等 不承認等 通知書					
承不 承認 等	様				横浜市 指令第 号 年 月 日
通知欄	横浜市長 印 年 月 日 あなたから申請のあった件については、次のとおり ことに決定したので通知します。				
建築物	住所 氏名称 位置	横浜市 区			受付 年 月 日 通知 年 月 日
代理者	住所 氏名称 法人名	電話			建築確認申請受付 年 月 日 第 号
地域	☐ 第2種住専 ☐ 住居 ☐ 近隣商業 ☐ 商業 ☐ 準工業 ☐ 工業 ☐ 工業専用				その他の区域、地域等
地区	法定容積率（ %） 法定建ぺい率（ %） ☐ 駐車場整備地区 ☐ 周辺地区、自動車ふくそう地区				☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 用途変更
建築物用途					
建築物概要		届出部分	届出以外の部分	合計	建物用途別延べ面積 <特定用途部分> <非特定用途部分> <共用部分>
	敷地面積			㎡	
	建築面積	㎡	㎡	㎡	㎡
	延べ面積 （車庫面積）	㎡	㎡	㎡	㎡
	（ ㎡）	（ ㎡）	（ ㎡）	（ ㎡）	㎡
駐設 施設	設置台数	台	台	台	<共用部分>
	附置義務台数	台	台	台	㎡
承認等をする をしない 具体的事項					

（注意） 1 法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名を記入してください。

2 提出書類は、すべてB5（図面は折込み）の大きさとし、左とじとしてください。

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に異議申立てをすることができます。

（B5）

横浜市 指令第 号
年 月 日

措置命令書

住所

氏名

様

（法人の場合は、名
称・代表者の氏名）

横浜市長

印

1 駐車施設又は駐車施設を設けるべき建築物若しくは敷地の所在地

2 建築物の用途及び規模

上記の建築物は、横浜市駐車場条例第 条の規定に違反していますので、同条例第13条の規定により次の措置をとることを命じます。

1 とるべき措置

2 1の措置をとることを命ずる理由

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、横浜市長に異議申立てをすることができます。

（B5）

第9号様式（第9条）

（表）

第 号	
身 分 証 明 書	
職名	8
氏名	セ
年 月 日生	ン
	チ
	メ
	ト
	ル
上記の者は、横浜市駐車場条例第14条の規定により、駐車施設に立ち入って検査をする職権を有する者であることを証明する。	
年 月 日	
横浜市長	印
この証明書は、年 月 日まで有効とする。	
6センチメートル	

（裏）

横浜市駐車場条例（抜粋）
（立入検査）
第14条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、駐車施設若しくは駐車施設を設けるべき建築物の所有者若しくは管理者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして駐車施設若しくは駐車施設を設けるべき建築物若しくはその敷地に立ち入り、その駐車施設若しくは駐車施設を設けるべき建築物若しくはその敷地の規模、構造等に関し検査をさせることができる。
2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

世 漢 漢 漢
日 氏 部

世不
承
國
國

附置義務駐車施設の設置基準について

○横浜市駐車場条例

○横浜市駐車場条例施行規則

平成4年4月1日 初版発行

編集・発行

横浜市都市計画局総務部駐車場対策課

〒231 横浜市中区港町1丁目1番地 ☎045-671-3854/4052

横浜市広報印刷物登録第030549号 類別・分類A-JA015